＜進路指導　知識①＞

【計画相談を利用するための進め方】

※計画相談とは「障害福祉サービス」を利用したい時に必要になってきます。例えば、「放課後等デイサービス」を利用したい場合、計画相談を担当する※相談支援事業所の専門員に相談し、利用計画書の作成をお願いします。その計画書を各市町村に申請することで、サービス利用に関する「受給者証」の支給が決定します。

過去に福祉サービスを利用したことがなく、相談支援事業所のあてがない場合には、「各市町村の障害福祉課」や※「基幹相談支援センター」にサービス利用をしたい旨を連絡し、計画相談を行う事業所を紹介してもらって利用契約を結びます。これらの手続きは、基本的に保護者が行います。

ケースによっては、学校が保護者との間に入って進めていくこともあります。

センター入所生の場合、在学中に計画相談が入っていません。しかしながら、１８歳になると福祉サービスの制度が成人に変わるため、計画相談が入る必要があります。そこで、学校とあけぼの医療福祉センターの支援課が一緒に話を進めていく必要があります。

なお、相談から手続き・サービス利用開始までにはかなりの時間がかかりますので、早めに手続きを進めることをお勧めいたします。

※「計画相談」：障がいのある人や家族からの生活に関する相談に応じることや、福祉サービスを申請する際に必要な「サービス等利用計画」を作成する相談のこと。 ※「相談支援事業所」：障がいがある人の相談を専門に受け付けている機関で、相談や必要な情報提供、計画相談等に対応します。 ※「基幹相談支援センター」：障がいを持った方やそのご家族のための総合相談窓口として、全国の市町村に設置されている。

※山梨県のホームページに「障害者相談支援事業所一覧」の PDF データが掲載されていますので、一度ご覧いただけたらと思います。

【リンク先】

・山梨県障害者相談支援事業所一覧

・山梨県障害者福祉施設一覧